



# Tax watch update

Issue No 8

2010年9月

はじめに	2
法人所得税	2
外国契約者源泉税	4
個人所得税	4
天然資源税	5
関税	6



## はじめに

Tax watch update の過去号と同様に、ご参考のためにベトナムの法人所得税、外国契約者源泉税、個人所得税、天然資源税及び関税に関する最近のいくつかの変更点を以下に記しました。こうした変更点やその影響あるいは事業機会についてご検討後、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談ください。

## 法人所得税

### 失業援助予防基金

現行の所得税法に基づき、2003年8月14日付け Circular 82/2003/TT-BTC (Circular82) に規定する失業援助予防基金に繰り入れる金額は企業管理費に計上することができます。

Circular 82 によると、失業援助基金（基金）に繰り入れる規準は社会保険料を計算する給料基金の1%から3%までと規定されています。基金に繰り入れる時点は年末の年度財務決算報告を作成する時点です。毎年の失業援助予防基金を全て使用しない場合、残存金額は次年度に繰り越すことができます。規定より多く繰り入れられた金額は法人税の計算に際しての損金算入費用として認められません。但し、法人所得税規則及び Circular 82 には基金に繰り入れる金額を計算するための基礎が明確に規定されていませんでした。この件について最近、税務総局及び財務省は以下のガイドラインとなる Official Letter を公表しました：

(i) 2008年7月8日付け税務総局の Official Letter 2585/TCT-CS (Official Letter 2585)：

Official Letter 2585 は基金に繰り入れる方法を以下の通りに示します：

- ▶ 今年度の基金に繰り入れる金額が前年度から繰越す額と同様となる場合、企業は該当基金にお金を繰り入れる必要はありません。
- ▶ 今年度の基金に繰り入れる金額が前年度から繰越す額より少ない場合、企業はその差額を企業管理費に積立てます。

上記のガイダンスによると、基金に繰り入れる金額は前年度から繰越す額に頼ります。

(ii) 財務省の Official Letter 7250/BTC-TCT (Official Letter 7250)：

2010年6月7日に、財務省は2009年度の法人所得税の確定申告書を作成する際に、留意すべき点を Official Letter 7250 にて示しました：

「毎年、企業は社会保険料の計算給料基金の 1%から 3%までの金額を失業援助基金に繰り入れることができます。失業援助予防基金に繰り入れる額は当期法人税の計算に際しての損金算入費用として認められます；基金の累計残存額は制限されません」。

Official Letter 7250 によると、今年度の基金に繰り入れる額は前年度から繰越す額との比較をもとめられていません。

従って、財務省の Official Letter 及び税務総局の Official Letter は基金に繰り入れる基礎が異なるガイダンスを示したことになります。企業は事前年度及び 2009 年度の法人所得税確定申告書を作成する際に、上記の相違を重視する必要があります。

## 法人所得税上の優遇措置を享受する条件

### 会計制度に関する条件

法人所得税法に基づき、法人所得税上の優遇措置（課税率、免税・減税期間などに関する優遇措置）は投資優遇分野及び地域に投資をすると共に、申告方法に従って会計・インボイス・証書・納税の制度を適用する企業のみにも与えられます。従って、投資優遇分野及び地域に投資する条件を満たすが、会計規則に規定する会計・インボイス・証書の制度に関する条件を満たさない場合、優遇措置を享受できません。

（税務総局の 2010 年 7 月 21 日付け Official Letter 2669/TCT-KK ）

### 還付される関税

現行会計制度の規定（2006 年 3 月 20 日付け財政省の Decision 15/2006/QD-BTC）に基づき、輸出税額（勘定 3333）は輸出売上（勘定 551）より差し引いて計上することができます。輸入税額は輸入品の価値（勘定 152、156）に計上され、原材料費用或いは販売品の原価（勘定 621、632 等）に所属します。

関税の還付額を受ける場合、課税所得を計算する際に、還付額は他の収入（勘定 771）に計上することができます。法人所得税法上の優遇措置を享受している事業に直接に関係がある収入は法人所得税上の優遇措置を享受できます。逆に、法人所得税法上の優遇措置を享受している事業に直接に関係がない収入は優遇措置を享受できず、規定に基づき、法人所得税を納税しなければなりません。

（2010 年 8 月 23 日付け財政省の Official Letter 11138/BTC-TCT）

## 海外へ利益送金

### 外国投資家に対して

最近、多くの企業が特定年度に利益を計上し、財務報告書には累計損益が残っている場合、該当年度の利益を海外に送金することが可能であるかに関心を持っています。この件について税務総局は以下の新たなガイダンスを公表しました：

投資法 59/2005/QH11 によると、ベトナムでの全ての財政義務を完了した後に、企業は事業活動からの利益及び他の法定所得を海外に送金することができます。

海外に利益を送金する時に、外国投資家は 2004 年 12 月 23 日付け財務省の Circular 124/2004/TT-BTC（Circular 124）に規定する手続きを遂行しなければなりません。海外に送金する利益は法人所得税法に基づき税務義務を完了した後に、該当会計年度に配当された利益です。海外への送金利益は会計監査済みの財務報告書がある、税務当局に税金確定申告書を提出した後に計算される利益です。しかし、利益送金年度の累計損益が当年度の利益より高く、累計損益の損益繰越期間を超えている場合、原則として企業は海外に利益の送金が認められません。

（2010 年 7 月 29 日付け税務総局の Official Letter 2785/TCT-CS）

## 外国契約者に対して

外国契約者としてベトナムで事業をしている外国企業はベトナム会計制度を適用し、控除方法で付加価値税を納付し、課税所得を計算するために売上・費用を申告する方法に基づき、法人所得税を納付を行っている場合、Circular 124 に基づき、ベトナムの事業からの利益を海外に送金できます。必要書類は税務当局が確認した海外への送金利益申告書を含みます。

外国契約者としてベトナムで事業をしている外国企業がベトナム会計制度を適用せず、付加価値に対しては直接計算方法で付加価値税を納付し、売上を根拠にして所定税率で法人所得税を納付する或いは、控除方法で付加価値税を納付し、売上を根拠にして所定税率で法人所得税を納付する場合（Circular 197/2009/TT-BTC に基づき）、ベトナムの事業からの利益を海外に送金する時に Circular124 の規定を遵守する必要はありません。（2010年8月16日付け税務総局の Official Letter 3064/TCT-CS に基づく）

## 修理のための活動中止期間内の固定資産償却

現行規則によると、事業活動に関する固定資産はすべて償却され、規定規準で法人税の計算に際しての損金算入費用として計上されます。事業活動に使用されている固定資産が事故で修理するため、12ヶ月以下の期間に暫定的に使用が中止した後、また事業活動に使用される場合、該当の中止期間も継続して償却をすることができ、償却費は法人税の計算に際しての損金算入費用と認められます。（2010年8月12日付け財政省の Official Letter 10589/BTC-TCT）

## 外国契約者源泉税

### 海外への再保険サービスに対する外国契約者源泉税

財務省の2008年9月29日付け Official Letter 11540/BTC-TCT 及び2008年12月26日付け Official Letter 15861/BTC-TCT によると、海外への再保険料は外国契約者源泉税として2%の税率で課税されます。

しかし、ベトナム保険協会及びベトナム保険会社の要望に対応をするために、財務省は2010年7月6日付け Official Letter 8667/BTC-TCT を公表し、2005年-2008年段階の再保険活動に対する外国契約者源泉税の処理を以下に示しました。

- ▶ ベトナムとの二重課税協定 (DTA) と締結している国の居住者である外国再保険会社と締結する再保険契約書に対しては、2005年-2008年段階（二重課税協定の有効期限以内）に発生した外国契約者源泉税は免税されます。
- ▶ ベトナム保険会社が外国企業の代わりに外国契約者源泉税を申告し、納税をしていた場合、ベトナム保険会社は外国契約者源泉税の還付申請が出来ます。

但し、オーストラリアとの二重課税協定 (DTA) に対しては、ベトナムはオーストラリアの居住者である会社の保険活動及び再保険活動の所得に課税をすることができます。その活動がベトナムの駐在員事務所設立によるか、ベトナムの駐在員事務所を通じて遂行されたかには関係がないとされます。（2010年8月15日付け Official Letter 10645/BTC-TCT に基づき）



## 利息に対する外国契約者源泉税

2008年12月31日付け財務省の Circular134/2008/TT-BTC によると、外国からの借り入れの利息を返済する際、外国契約者源泉税を納めなければなりません。利息は貸付契約に規定するベトナム側が負担をする費用が含まれます。

貸付規約に信用保険サービス費用を借りる側が負担し、直接に信用保険会社に支払うと規定され、この費用は利息に関係がないと規定されている場合、ベトナム側（借りる側）が保険サービス活動に適用する外国契約者源泉税を申告し、納付を行います。DTAの規定と相違する場合は、現行のDTAの規定に基づいて実施されます。（税務総局の2010年6月21日付け Official Letter 2192/TCT-DNL）

## 個人所得税

### 税金還付委任状に関する規則

2007年6月14日付け Circular 60/2007/TT-BTC（Circular 60）には納税者が税金、罰金を全て納付した後に、個人所得税の支払過剰金額が還付されると規定されています。還付申請書類には還付税金を受取ることを他の人に委任する委任状もありますが、Circular 60には委任状に関する詳細規則が記載されていません。この問題点を明確にするために、2010年6月30日に税務総局は下記の内容の外国人の個人所得税の還付委任状の様式及び合法性を規定する Official Letter 2306/TCT-TNCN を公表しました：

1. 委任状の合法性：税金還付に関する委任状は外国語の場合、ベトナムに翻訳され法律に基づいて公証されなければなりません。
2. 委任状の様式：委任状は以下の内容が記載される必要があります。
  - ▶ 委任状の作成の年月日及び場所
  - ▶ 委任状の作成者の個人情報：氏名、パスポート番号、国籍、ベトナムでの勤務先、還付される税額など
  - ▶ 委任される組織・個人の情報：組織・個人の名称、場所、税コード、口座番号など
  - ▶ 上記の情報に対し法律上の責任を負うとの締約します
  - ▶ 委任者の署名と記名

上記のガイダンスは地方税務当局により統一的でタイムリーな税金の還付が行われることの支援となります。

## 天然資源税

### 天然資源税に関する新たな Circular

2010年7月23日に財務省は天然資源法 45/2009/QH12 及び Decree 50/2010/ND-CP（天然資源法の一部条項を詳細規定し、ガイダンスを示す）の一部条項のガイダンスを示す Circular 105/2010/TT-BTC を公表しました。

この Circular は2010年7月より天然資源税の申告期から有効となり、2009年6月17日付け Circular 124/2009/TT-BTC に取って代わります。石油法に基づき石油調査、開拓活動に対する税金に関する2009年2月19日付け Circular 32/2009/TT-BTC に規定する天然資源税の規則は失効します。

## 関税に関する新たな規則

2010年8月13日に、政府は Decree 87/2010/ND - CP (Decree 87) を公表しました。Decree 87 は関税法の一部条項を詳細規定し、ガイダンスを示す Decree 149/2005/ND-CP に取って代わります。Decree 87 は 2010年10月1日より有効になります。

基本的に、Decree 87 はほとんど Decree 149 の謄本の様であり、主要な項目はそのまま保持されていますが、税金の申告、納付、還付及び税金の徴収、税金クレーム解決に関する規程、手順（期限も含める）などが Decree 87 の対象外とされています。統一性の確保をするために、それらの規則は税務管理法に準じて施行されます。

Decree 87 によると、関税優遇措置を享受するのが難しくなるので、事業体に大きな影響を与えます。Decree 149 と異なる、新たな Circular によると、関税優遇措置を享受するためには、事業体の投資プロジェクトはこの Decree に添付され公表された付録に規定されている、関税優遇措置を享受できる分野、或いは関税優遇措置を享受できる地域に所属をしていなければなりません。但し、重視すべき点は、優遇投資分野/特別優遇投資分野の一覧表は Decree 108/2006/ND-CP に添付され公表されたものと全く異なっている点です。加えて、Decree 87 により、関連する各省庁が関税優遇措置及び関税の免税実施を享受できるプロジェクトの規準と条件の公表を行うことを規定しています。結果的に事業体は関連する異なる各省庁が発行する多くの異なる規則の対象となります。



一方、免税されるケースも縮小されます。以前に、建材業以外に優遇投資分野/地域に所属する事業体の固定資産を形成するためのほとんど全て輸入品は、国内製造が可能であるかに関係なく、輸入税の免税がされていました。しかし、Decree 87 によると、機械設備を除いて、他のほとんど関税優遇措置を享受できるプロジェクトの輸入品（原材料、技術ラインの運搬手段を含める）は国内での製造が不可能であり、他の要件を満たす場合のみに、免税とされます。更に、BOT 事業体及びベトナムに於ける BOT、BTO、BT プロジェクトを実施を請負う者の輸入品は Decree 87 の関税課税対象になり、以前と同様に免税されなくなります。

Decree 87 は具体的な分野の関税優遇措置を享受できるプロジェクトの固定資産を形成するために免税される輸入装置・設備グループの一覧表を公表しました。

Decree 87 は移行期間に対する関税優遇措置を規定します。残存期間に於いて、奨励投資プロジェクトが Decree 87 の有効日以前に発行した投資許可書（再登記或いは新しく発行する場合に適用する）に規定される優遇措置の Decree 87 に規定される優遇措置より高いレベルの場合、この高いレベルの優遇措置を適用されます。逆に、Decree 87 に規定する優遇措置より低い場合は、Decree 87 の優遇措置を授受します。事業体が再投資をすると同時にプロジェクト規模を拡大、或いは更に投資する場合、拡大分と更に投資をする分の関税優遇措置は再登記時点の関税規則に基づいて実施されます。

この Decree のガイダンスを示す Circular (Circular 79/2009/TT-BTC に取って代わります) が、納税者にとってもっと明確に、理解しやすく、適用しやすい規定の内容で、いち早くに公表されることを期待します。

## 外国商人との加工活動に関する税関管理の詳細規定

2010年7月28日に、税関総局は外国商人との加工活動に関する税関管理業務の規程公表に関する Decision 1820/QD-TCHQ を公表しました。この Decision は通関手続き遂行の最初の段階から加工契約登記の手続きの明確なガイダンスを示します。

従って、税関当局が書類を受取り、加工契約を検査する段階に於いて、加工活動に対する検査手続きの詳細規定を公表しました。検査手続きは以下に規定されます

- (i) 加工が受け取れる条件
- (ii) 事業者が提出した書類の同期性、合法性、また充分であるかを検査
- (iii) 現地にて検査

現地にて検査を行う場合は、事業自体が地方関税当局から通知を受領した後、自身により遂行する、或いは直接に税関当局により遂行される、及び/或いは第三者（労働傷病兵社会福祉省、環境省、社会保険会社）と協力して遂行されます。検査の主要な内容は事業者の生産能力の把握、締結した加工契約を実施するための事業者の工場・生産敷地の合法的使用权、機械設備の合法的使用权或いは所有権、労働力を確認をすることです。検査の要件を満たさない場合、事業者の加工契約登記は拒否される、或いは補足、訂正を行うために延長される可能性があります。



## 略称一覧

<b>CIT</b>	法人所得税	<b>MoC</b>	建設省	<b>PIT</b>	個人所得税
<b>DTA</b>	二重課税防止協定	<b>MoF</b>	財務省	<b>SBV</b>	ベトナム中央銀行
<b>EPE</b>	輸出加工企業	<b>MoIT</b>	工業貿易省	<b>SI</b>	社会保険
<b>FC</b>	外国契約者	<b>MoLISA</b>	労働傷病兵社会福祉省	<b>SSC</b>	国家証券委員会
<b>FCT</b>	外国契約者源泉税	<b>OL</b>	Official Letter	<b>SST</b>	特別売上税
<b>FIE</b>	外国投資企業			<b>VAT</b>	付加価値税
<b>GDT</b>	税務局	<b>NRT</b>	天然資源税	<b>VAS</b>	ベトナム会計システム
<b>GDC</b>	税関局				



## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

ナム・グエン Nam.Nguyen@vn.ey.com	パートナー
フーン・ヴァー Huong.Vu@vn.ey.com	パートナー
カルロ・ナバロ Carlo.Navarro@vn.ey.com	パートナー
ジェフ・シー Jeff.Sea@vn.ey.com	ディレクター
セーラ・ジャップ Sarah.Jubb@vn.ey.com	ディレクター
タイン・チュン・グエン Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ニャン・フイン Nhan.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ロネル・アセロン Ronelle.Aceron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ティー・アイン・フイン Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
チャン・ファム Trang.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
テー・ジャー・トラン The.Gia.Tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
ホアン・ヴァー・ファン Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
トウアン・ディン・ファム Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー

## 日系企業担当

中島 敬仁 (ホーチミン)  
Takahito.Nakajima@vn.ey.com  
安西 冬樹 (ハノイ)  
Fuyuiki.Anzai@vn.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000049

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)